

表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程はこの法人が行う表彰に関する基準を定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 この規程に基づく表彰の種類は次の各号とする。なお、選考基準日は当該前年度末とする。

(1) 役員表彰

通算 15 年以上正会員として作業療法業務に携わり、この法人の発展に顕著な功績を示し、当法人役員を合わせて 15 年以上勤めた者。

(2) 功労者表彰

通算 20 年以上正会員であり、かつ作業療法業務に 30 年以上携わっており、かつ 58 歳以上である者に対して、作業療法の発展、職能向上に功労があり、他の会員の模範となる者で、将来も継続してその業務を遂行し得る者。

(3) 特別表彰

前項に該当しない者の中、賛助会員およびこの法人の発展に著しく寄与した者。

(表彰の審査)

第3条 表彰に関わる審査は、表彰委員会が行い、理事会の承認を得て決定する。なお、表彰委員会は、国、県及び各種団体表彰候補者推薦に関する選考も行うものとする。

(表彰の除外)

第4条 前条の規程に関わらず、次の各号に該当するものをこの規程による表彰の対象外とする。

(1) 表彰を行う年度の表彰日において非会員である者。ただし、被表彰者が死亡した場合は表彰状等を遺族に送り追賞する。

(2) 会費を滞納している正会員。

(3) 過去において、本会の表彰を受けた者。

(表彰の時期)

第5条 表彰は年 1 回、定時社員総会にて行う。

2 前項のほか特別必要のある場合は、そのつど行うことができる。

3 第 2 条の規程に該当し、物故者となった者については前項の規程に基づき表彰することができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰状に副賞を添えることができる。

(表彰の変更)

第7条 この規程は理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1、この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2、平成 25 年 7 月 6 日改定

3、令和 3 年 3 月 13 日改定